

□□□ **働きやすい職場「ひなたの極」認証制度** □□□

ワークライフバランスの実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業等を「働きやすい職場『ひなたの極』」として知事が認証する制度です。ご関心のある企業等は、まずはお問合せください。

● **対象者**

宮崎県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行っている法人（国及び地方公共団体を除く。）

● **支援内容**○ **認証基準**

県が定めた審査項目（25項目）のうち、該当する項目の総得点の割合が85%以上の場合、かつ次の①、②のいずれか及び③を満たす場合に、「働きやすい職場『ひなたの極』」認証企業等として認証します。

- ① フルタイム労働者の年次有給休暇取得率が50%以上
- ② 常用労働者の所定外労働時間が、毎月勤労統計調査における「県平均(全産業5人以上)」と「該当する産業・事業所規模の平均」のいずれか高い方と比べて低いこと
- ③ 下記の審査項目のうち、どれか1つを満たしていること
  - ・ 法定時間外・休日労働時間の平均（フルタイム労働者の最大月が45時間未満）
  - ・ 所定外労働時間の平均（常用労働者の平均が県平均所定外労働時間未満）
  - ・ 年次有給休暇の取得率（10日以上有給休暇が付与されている労働者の取得率が70%以上）

HPアドレス

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/koyorodoseisaku/shigoto/rodo/20180208134803.html>

- 【審査項目】
- ・ 働き方（休み方）見直しに関する取組と実績（7項目）
  - ・ 育児・介護休業制度等の整備状況と実績（10項目）
  - ・ その他（8項目）

- 認証企業等には、県から認証書を交付するとともに、県ホームページに企業等名を掲載します。また、県が主催する就職説明会や企業ガイダンス等への優先参加、宮崎県中小企業融資制度での優遇措置等のインセンティブを付与します。
- 認証企業のうち、従業員を育児休業から職場復帰させた企業へ「宮崎県職場復帰奨励金」を支給します。※その他要件あり。



「働きやすい職場『ひなたの極』」  
認証マーク

● **ご利用方法**

県ホームページ掲載の申請書等を、県雇用労働政策課へご提出ください。

問合せ先

宮崎県 雇用労働政策課 労政福祉担当 TEL 0985-26-7106